

令和5年5月8日

保護者 様

県立新潟県央工業高等学校長  
松原 直樹

**令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症等に  
伴う対応について（お願い）**

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、県教育委員会からの通知を受け、下記のとおり5類感染症へ移行後の対応を行うこととします。

つきましては、感染拡大防止と学びの継続が両立できるよう、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

**1 感染症が確認された場合の出席停止の措置**

(1) 出席停止の期間

「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を基準とします。

※無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

(2) 「療養解除届」の提出

療養期間を経て登校する際は、裏面の「療養解除届」（学校ホームページに掲載）を保護者等が記入し、提出願います。なお、診断時に医師から再度受診の指示があった場合は、従ってください。

**2 濃厚接触者としての取扱いについて**

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象となりません。

担 当

県立新潟県央工業高等学校  
教 頭 一本鎗 裕  
電 話 0256-32-5251

新潟県中央工業高等学校長 様

県立新潟県中央工業高等学校

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組

生徒氏名 \_\_\_\_\_

## 療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 _____年 _____月 _____日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 _____年 _____月 _____日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 _____年 _____月 _____日
登校開始日	令和 _____年 _____月 _____日

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者等氏名 \_\_\_\_\_

### 保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

担任 → 保健室